

成年年齢引下げに伴う狛江市の対応（案）について

平成30年6月13日に民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日に施行される。

成年年齢の引下げに伴う狛江市の対応としては、以下のとおりとする。

1 団体登録の要件に関する基本的な考え方について

各種団体登録の要件の一つに、代表者の年齢に関する規定がある場合、令和4年4月1日からの団体登録の代表者については、民法上成年とされる18歳以上とする。

2 その他年齢要件を定めている事項について

団体登録の要件のほか、年齢要件を定めている事項については、令和4年4月1日から原則として民法上成年とされる18歳以上を対象とする。ただし、事業等の性質上、特別な理由がある場合については、別に決定することとする。